

査 答 申 情 第 5 6 号
平成28年 8月 3日

生駒市長 小紫 雅 史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 石 田 榮 仁 郎

行政文書の開示等の決定に対する異議申立てについて（答申）

平成26年12月11日付け生建第251号で諮問のあった下記の事案について、
別紙のとおり答申します。

記

「生駒市●●●地内の違反行為者に対する「違反指導実績」（違反行為者に提出した文書のみならず、口頭等による指導の日時や内容）のわかる文書」の不開示決定処分に対する異議申立て事案

（諮問情第57号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年9月25日付け生建第165号で行った決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び審査会における意見陳述で行った主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が平成26年9月25日付け生建第165号で行った不開示決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

実施機関は、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号の規定により、個人の権利利益を害するおそれがあるため、対象行政文書の不開示の決定をした。

しかし、条例第7条第1号には、「ただし、次に掲げる情報を除く。」と書かれており、イで「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」が記されている。

隣家の違法建築物によって、異議申立人の生命、健康、財産に大きな支障・悪影響をもたらしており、その違反指導実績のわかる対象行政文書は、条例の規定する開示しなければならない個人情報である。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における口頭理由説明で行った主張は、概ね次のとおりである。

建築基準法では、是正命令に至った案件のみ所有者や違反建築物の指導等の情報を公表することを予定しており、命令に至らない案件については、建築物が違反状態であることや違反指導を受けていることを一般的に公表されることを予定されていない。

今回の開示請求の対象となっている違反建築物は、是正命令に至っていないことから、違反関係書類は、個人の違反に関する情報であって特定個人を識別することができるものである。故に個人の違反に関する情報は、個人情報のうちで最も知られたくないものに属し、公にすることにより個人のプライバシーを害するおそれがある。

以上のことから、条例第7条第1号に該当するため開示できない。

また、今回の違反建築物は、建築の用途がカーポートであり、その建築確認申請の手続き、外壁の後退距離等の違反である。このことから、非公開により保護される個人のプラ

イバシーは、公開により保護される「人の生命、健康、生活及び財産」を上回ると考えられ、条例第7条第1号ただし書きイに該当するとは認められない。

第4 審査会の判断

1 本件対象行政文書について

本件対象行政文書は、「生駒市●●●地内の車庫についての経緯」と題する10通の文書（以下「本件行政文書」という。）である。

2 条例第7条第1号柱書のうち本文の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものは、不開示としている。

本件行政文書は建築基準法違反の指導に係る文書であり、違反者の氏名や言動等の情報が具体的に記載されており、特定の個人を識別できることとなる。

したがって、条例第7条第1号柱書のうち本文に該当するといえる。

3 条例第7条第1号ただし書きイの該当性について

条例第7条第1号ただし書きイは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」について、開示することを規定している。

この規定は、情報を開示することによって人の生命、健康、生活又は財産を保護することを目的としている。

しかしながら、本件行政文書を開示することそれ自体によって、異議申立人の生命、健康、生活又は財産が保護されるとは考えられない。

異議申立人は、違反建築物によって生命、健康、財産に大きな支障・悪影響をもたらされていると主張しているが、先に述べたように条例第7条第1号ただし書きイの趣旨に照らせば、異議申立人の主張は採用することはできない。

したがって、条例第7条第1号ただし書きイに該当するとはいえない。

4 以上のとおりであるから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年12月11日	・実施機関からの諮問を受けた。
平成27年1月7日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年2月5日	・異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成28年4月19日 (第119回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成28年5月9日 (第120回審査会)	・審議を行った。
平成28年6月7日 (第121回審査会)	・実施機関の口頭理由説明を実施した。 ・審議を行った。
平成28年7月12日 (第122回審査会)	・異議申立人の口頭意見陳述を実施した。 ・審議を行った。
平成28年8月1日 (第123回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お が た けん し 緒 方 賢 史	弁護士	
た な か ひろ よし 田 中 啓 義	弁護士	
わ じま み え こ 和 島 美 枝 子	弁護士	